

○財務省告示第四十一号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成二十七年一月二十日に発行した割引短期国債の  
 発行条件等を次のとおり告示する。  
 平成二十七年二月五日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	国庫短期証券（第五百七回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六條第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。日本銀行による借換えのための引受け
四	発行方法	額面金額で二千八百八十六億五千円
五	発行額	千円
六	最低額面金額	千円
七	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
八	発行日	平成二十七年一月二十日
九	発行価格	額面金額百円につき百円一錢七厘
十	償還期限	平成二十八年一月二十日

十 十 十  
三 二 一

払 場 元 償  
込 所 金 還  
期 支 金  
日 払 額

平 日 額 償 当 た  
成 本 面 還 たる だ  
二 銀 金 金 を と し  
十 行 額 支 払 は 償  
七 百 円 に う 。 そ の 還  
年 円 づ き 百 円 翌 営 業 期 銀 行 休 業 日 休 業 日  
一 月 二十日 営 業 日 休 業 日 休 業 日  
二 月 二十日 営 業 日 休 業 日 休 業 日  
十 日 営 業 日 休 業 日 休 業 日